

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 秋田県
農業委員会名： 北秋田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,022
自給的農家数	631
販売農家数	1,391
主業農家数	239
準主業農家数	254
副業的農家数	898

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,063
女性	956
40代以下	164

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	279
基本構想水準到達者	4
認定新規就農者	6
農業参入法人	1
集落営農経営	34
特定農業団体	3
集落営農組織	31

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,310	895	-	-	-	6,200
経営耕地面積	4,668	696	304	16	218	5,364
遊休農地面積	14.2	1.4	-	-	-	15.6
農地台帳面積	5,721	1,606	1,602	4	-	7,327

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入(普通畑・樹園地・牧草地の区別はないため記入しない)

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入(畑+樹園地の面積)

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	38	37
認定農業者	—	27
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	5
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,200ha	5,046ha	81.39%
課 題	農業従事者の減少や高齢化等により地域の農業を担う者が減少している。また中山間地や狭小な未整備田については、作業効率や生産性の問題が農地集積の阻害要因となっており、農家・地域の実情に対応した担い手の育成・確保を図っていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	5,081ha	(うち新規集積面積	35ha)
	目標設定の考え方:北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」に基づく			
活動計画	北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」では、令和2年度末までに集積面積を5,081haにする計画であることから、35haの増加が必要となる。認定農業者の不在集落等から新規認定農業者の掘り起こしや、担い手の高齢化や労働力不足による集積農地の解約における新たな担い手の掘り起こしに努める。また、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の利用集積を推進する。(通年)さらには、移動農業委員会で農地制度のPR活動を行う。(10月)			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	0 経営体	7 経営体	1 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	124.2ha	24.3ha
課 題	農地の確保、技術・資金不足、農業経営に対する不安が新規就農の阻害要因となっている。「人・農地プラン」を活用し地域の実情に応じた情報収集を行い、新たな担い手の確保に努める必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1	参入目標面積	1ha
活動計画	北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」では、令和2年までに年間個人で1人の新規参入を目標としていることから1人の増加を目標にする。関係機関との連携により、新規就農者の確保に努める。(通年)移動農業委員会を開催し新規就農に関する補助制度のPR活動を行う。(10月)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
		6,215.6ha	15.6ha
課 題			

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 3ha		
		目標設定の考え方: 遊休農地の割合を0.2%以下に低下させることを目標とする。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		46人	7月～8月	9月～12月
	調査方法	農地利用状況調査員5名を委嘱し調査する。 農地利用状況調査員の調査結果を踏まえ、市内を4地区に分けて利用状況調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		9月～12月	1月～3月	
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
		6,200ha
課 題	これまでの周知活動により農地転用への認知は進んでいるものの、未だ制度を知らずに施工しようとするケースが散見される。このことから、市ホームページの活用や市広報等でのより一層の周知と、日頃の農業委員活動、現地調査時の周辺状況の確認の強化が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	市内を旧4町単位に分け、農業委員による農地パトロールを行う。(7月～8月) 農業委員の地域での活動や集会の場で違反転用の防止について周知を図る。(通年) 市ホームページ及び市広報誌等や事務局窓口での周知を図る。(通年)
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入